

平成 29 年 12 月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(平成 29 年 12 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 72 号	湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 73 号	湖西市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第 74 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 75 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 76 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 77 号	湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 78 号	湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第 79 号	湖西市墓園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 80 号	湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 81 号	平成 29 年度 湖西市日ヶ崎地区津波避難タワー設置工事の契約締結について
議案第 82 号	東海道本線新所原駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の工事委託契約の一部変更について



日程第 1

会議録署名議員の指名

9 番 加 藤 弘 己

10 番 竹 内 祐 子

平成 29 年 11 月 21 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 12 月 8 日までの 18 日間とする。

平成 29 年 11 月 21 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 72 号

湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、下記の者を湖西市監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 宮 下 信 明

## 議案第 73 号

### 湖西市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員定数条例（昭和 35 年湖西市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員定数条例の一部を改正する条例

湖西市職員定数条例（昭和 35 年湖西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「88 人」を「98 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 74 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 85」を「100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「100 分の 40」を「100 分の 45」に改める。

附則第 6 項中「100 分の 1.275」を「100 分の 1.425」に、「100 分の 85」を「100 分の 95」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

## 別表第1（第3条関係）

## 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900

29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	444,900	

63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,200	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	445,500	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	445,800	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	446,200	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	446,500	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	446,800	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	447,100	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	447,500	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	447,800	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	448,100	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	448,400	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	448,800	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	449,100	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	449,400	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	449,700	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	450,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	450,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	450,700	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	451,000	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			
94		294,400	342,200		392,900			
95		294,800	342,700		393,200			
96		295,200	343,100		393,400			

97		295,400	343,200		393,600				
98		295,700	343,700		393,900				
99		296,100	344,100		394,200				
100		296,500	344,400		394,400				
101		296,700	344,700		394,600				
102		297,000	345,100		394,900				
103		297,400	345,500		395,200				
104		297,700	345,900		395,400				
105		297,900	346,400		395,600				
106		298,200	346,800		395,900				
107		298,600	347,200		396,200				
108		298,900	347,600		396,400				
109		299,100	348,100		396,600				
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用 職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条の2に規定する職員を除く。

## 別表第2(第3条関係)

## 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100

30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800

64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800	
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200	
94	281,400	314,600	348,000	366,000		
95	282,300	315,300	348,700	366,400		
96	283,300	315,900	349,300	366,700		
97	284,000	316,600	349,700	367,300		



98	284, 800	316, 900	350, 100	367, 800		
99	285, 400	317, 500	350, 600	368, 300		
100	286, 300	318, 200	351, 000	368, 800		
101	287, 100	318, 600	351, 500	369, 400		
102	287, 900	319, 200	351, 900	369, 900		
103	288, 700	319, 800	352, 400	370, 400		
104	289, 500	320, 400	352, 800	370, 800		
105	290, 200	320, 800	353, 100	371, 400		
106	290, 700	321, 300	353, 600	371, 900		
107	291, 200	321, 800	354, 000	372, 400		
108	291, 700	322, 300	354, 300	372, 900		
109	291, 900	322, 700	354, 800	373, 500		
110	292, 200	323, 100	355, 300	373, 900		
111	292, 400	323, 400	355, 800	374, 400		
112	292, 800	323, 700	356, 300	374, 900		
113	293, 100	324, 100	356, 800	375, 500		
114	293, 300	324, 500	357, 300			
115	293, 700	324, 900	357, 800			
116	294, 000	325, 200	358, 200			
117	294, 300	325, 400	358, 600			
118	294, 600	325, 700	359, 000			
119	294, 900	326, 100	359, 500			
120	295, 300	326, 300	360, 000			
121	295, 600	326, 500	360, 400			
122	296, 000	326, 800	360, 900			
123	296, 300	327, 100	361, 400			
124	296, 700	327, 400	361, 900			
125	296, 900	327, 600	362, 200			
126	297, 100	327, 900				
127	297, 400	328, 300				
128	297, 800	328, 500				
129	298, 000	328, 600				
130	298, 300	328, 900				
131	298, 700	329, 300				

132	299, 100	329, 500				
133	299, 300	329, 800				
134	299, 600	330, 200				
135	300, 000	330, 600				
136	300, 300	331, 000				
137	300, 500	331, 300				
138	300, 800	331, 700				
139	301, 200	332, 100				
140	301, 500	332, 500				
141	301, 700	332, 800				
142	302, 100	333, 200				
143	302, 500	333, 500				
144	302, 800	333, 900				
145	302, 900	334, 200				
146	303, 200	334, 600				
147	303, 500	335, 000				
148	303, 900	335, 400				
149	304, 100	335, 700				
150	304, 300	336, 100				
151	304, 600	336, 500				
152	304, 900	336, 900				
153	305, 300	337, 200				
154	305, 500					
155	305, 700					
156	306, 000					
157	306, 300					
158	306, 600					
159	306, 900					
160	307, 200					
161	307, 600					
162	307, 900					
163	308, 200					
164	308, 500					
165	308, 900					

	166	309,200					
	167	309,500					
	168	309,800					
	169	310,200					
再任用 職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800

備考 この表は、訪問看護ステーションに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第6項中「100分の1.425」を「100分の1.35」に、「100分の95」を「100分の90」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湖西市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第6項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成29年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び附則第6項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は平成29年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 75 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 222.5」を「100 分の 232.5」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 207.5」を「100 分の 212.5」に、「100 分の 232.5」を「100 分の 227.5」に改める。

## 附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第 76 号

### 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 157.5」に、「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

## 附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第 77 号

### 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例（平成 29 年湖西市条例第 3 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例

湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例（平成 29 年湖西市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (6) 非在籍児 一時預かりを実施する日の属する年度の初日の前日に 3 歳以上の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいい、保育認定子どもを除く。）であって、前号の教育・保育施設及び同号の認可外保育所のいずれにも在籍しておらず、かつ、同号の地域型保育を利用していない者

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 非在籍児に対し、開園日の教育時間に行う一時預かり（以下「非在籍児一時預かり」という。）



第4条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 非在籍児一時預かりの対象者は、海外に在留しており、かつ、一時的に湖西市に滞在する非在籍児とする。

別表中	開園日一時預かり	月単位 10,000円	を
		臨時 1時間につき250円	

「開園日一時預かり 1時間につき250円」に改め、

同表に次のように加える。

非在籍児一時預かり	1日につき500円
-----------	-----------

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 議案第 78 号

### 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 14 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 38 条及び第 39 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 79 号

### 湖西市墓園条例の一部を改正する条例制定について

湖西市墓園条例（昭和 59 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市墓園条例の一部を改正する条例

湖西市墓園条例（昭和 59 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「焼骨を埋蔵しようとする」を「現に埋蔵しようとする焼骨（焼骨がない場合にあつては、遺品。以下同じ。）を所有している」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第 7 条第 2 項の規定により墓園を利用する権利を承継しようとする者については、この限りでない。

第 4 条第 2 項中「許可」の次に「（以下「利用許可」という。）」を加え、同項ただし書中「この限り」を「、この限り」に改め、同条第 3 項中「第 1 項の許可」を「利用許可」に、「、条件」を「条件」に改める。

第 6 条の見出し中「使用料」の次に「及び管理料」を加え、同条第 1 項の表湖西市利木墓園 1 号区の項中「185,000 円」を「300,000 円」に改め、同条に次の 4 項を加える。

3 利用許可を受けた者及び次条第 2 項の規定により承継の許可を受けた者は、墓園

の維持管理に必要な経費（以下「管理料」という。）として、1 年度につき 3,780 円を市長の定める日までに納付しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、年度の途中で利用許可を受けた者に係る当該年度の管理料は、同項に規定する管理料の額を 12 で除して得た額に、利用許可を受けた月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額とする。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、次条第 2 項の規定により承継の許可を受けた場合であって、当該許可を受けた日の属する年度の管理料が既に納付されているときは、当該年度の管理料は、徴収しない。
- 6 市長は、特に必要があると認めるときは、管理料を減額し、又は免除することができる。

第 7 条を削る。

第 8 条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条第 1 項中「、その他」を「その他」に改め、同条第 2 項中「、その他」を「その他」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該墓園に係る管理料に未納があるときは、当該許可を受けた者が市長の定める日までに当該未納の管理料を納付しなければならない。

第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条中「墓園の利用の許可を受けた者（以下）」を「、利用許可を受けた者（前条第 2 項の規定により承継の許可を受けた者を含む。以下）」に、「一」を「いずれか」に、「、利用の許可」を「、利用許可」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

- (1) 利用者が管理料を 5 年度分（第 6 条第 4 項に規定する管理料は、1 年度分とみなす。）納付しないとき。

第 9 条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 利用者が死亡した日又は利用者の生死若しくは所在が不明になった日から 5 年を経過しても墓園を利用する権利の承継を受ける者がいないとき。
- (3) 利用者が墓園を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。

第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条中「なつた」を「なった」に、「又は、前条」を「、又は前条」に、「利

用の許可」を「利用許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が前条第2号の規定に該当するとき（墓園が原状に回復している場合に限る。）は、同条の規定による利用許可の取消しをもって墓園の返還とみなす。この場合において、市長は、当該利用許可の取消しに係る公告をするものとする。

第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料及び管理料の還付）

第10条 市長は、利用者が前条の規定により墓園を返還したときは、当該利用者に対し、既納の使用料及び管理料の一部を還付するものとする。この場合において、管理料に未納があるときは、次項に規定する使用料の還付額をこれに充当することができる。

- 2 前項の規定により還付する額は、使用料にあっては既納の使用料の半額とし、管理料にあっては第6条第3項に規定する管理料の額を12で除して得た額に、墓園を返還した月の翌月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額とする。

第11条中「利用者又は、第8条の規定により承継を受けることができる者の所在が10年以上不明の場合」を「市長は、利用者が第9条第1項の規定による返還をしないとき（利用者が第8条第2号の規定に該当し、同条の規定により利用許可を取り消されたときであって、墓園が原状に回復していない場合を含む。）」に改め、「市長は」を削り、「碑石等」を「又は碑石等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により焼骨を改葬し、又は碑石等に移転するときは、あらかじめ利用者にその旨を通知するものとする。この場合において、利用者の所在を確知できないときは、公告をもってこれに代えることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により焼骨の改葬又は碑石等の移転を執行するときは、その費用を利用者から徴収するものとする。この場合において、前条第2項に規定する還付額（同条第1項後段の規定による充当をしたときは、当該充当をした額を差し引いた額）を当該費用に充当することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の湖西市墓園条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の許可は改正後の湖西市墓園条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の許可と、旧条例

第 8 条第 2 項の許可は新条例第 7 条第 2 項の許可とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に墓園の利用の許可を受けている者（旧条例第 8 条第 2 項の許可を受けている者を含む。次項において「現利用者」という。）については、この条例の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、新条例第 6 条第 3 項の規定は適用しない。
- 4 現利用者であって、この条例の施行の際現に死亡しているもの又は生死若しくは所在が不明であるものに係る新条例第 8 条第 2 号の規定の適用については、同号中「利用者が死亡した日又は利用者の生死若しくは所在が不明になった日から 5 年」とあるのは「平成 31 年 4 月 1 日から起算して 5 年」とする。

## 湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 16 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

## 湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 16 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 13 条第 3 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第 2 新所原駅南地区計画区域の部 A 地区の項及び B 地区の項中「原動機」を「原動機」に改め、同部 C 地区の項中「以下、かつ」を「以下で、かつ」に改め、同表あけぼの地区計画区域の部 C 地区の項及び D 地区の項中「別表第 2(ぬ)項」を「別表第 2(る)項」に改める。

別表第 3 中 「建ぺい率」を 「建蔽率」に改め、

同表備考 2 中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 81 号

### 平成 29 年度 湖西市日ヶ崎地区津波避難タワー設置 工事の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 平成 29 年度 湖西市日ヶ崎地区津波避難タワー設置工事                  |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 237,600,000 円                                 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市新居町浜名 224 番地<br>山平建設株式会社 新居出張所<br>所長 竹下 訓司 |



## 議案第 82 号

### 東海道本線新所原駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の工事委託契約の一部変更について

平成 24 年 12 月 17 日議案第 100 号で議決された工事委託契約の一部を下記のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

#### 記

##### (変更前)

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 東海道本線新所原駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事                             |
| 2 契約の方法  | 随意契約   |
| 3 契約の金額  | 2,747,331,000 円                                      |
| 4 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号<br>東海旅客鉄道株式会社<br>建設工事部長 渡邊 清 |

##### (変更後)

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 東海道本線新所原駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事                              |
| 2 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 契約の金額  | 2,481,962,000 円                                       |
| 4 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号<br>東海旅客鉄道株式会社<br>建設工事部長 松野 篤二 |

## 議案第 83 号

### 字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、告示の日から、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

大字鷲津字谷上に編入する区域

大字古見字大沢 690 番 22、690 番 23、690 番 24、690 番 25、690 番 26、690 番 27、690 番 28、690 番 29、690 番 30、大字新居町中之郷字菅ヶ谷 2863 番 2、2863 番 3、2863 番 4、2863 番 5、2863 番 6

## 平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 81,416 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,538,935 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	10,957,524	57,734	11,015,258
	2 固定資産税	5,748,442	57,734	5,806,176
14	国庫支出金	2,496,682	19,372	2,516,054
	1 国庫負担金	1,737,223	8,300	1,745,523
	2 国庫補助金	722,918	11,072	733,990
15	県支出金	1,310,809	4,156	1,314,965
	1 県負担金	707,103	4,150	711,253
	3 委託金	125,121	6	125,127
20	諸収入	363,976	154	364,130
	6 雑入	202,551	154	202,705
	歳入合計	21,457,519	81,416	21,538,935

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	188,429	790	189,219
	1 議会費	188,429	790	189,219
2	総務費	2,763,063	15,277	2,778,340
	1 総務管理費	2,259,821	13,175	2,272,996
	2 徴税費	305,126	1,210	306,336
	3 戸籍住民基本台帳費	103,327	634	103,961
	4 選挙費	61,151	101	61,252
	5 統計調査費	10,050	43	10,093
	6 監査委員費	23,588	114	23,702
3	民生費	6,439,968	30,113	6,470,081
	1 社会福祉費	3,129,134	28,009	3,157,143
	2 児童福祉費	2,910,641	1,839	2,912,480
	3 生活保護費	399,852	265	400,117
4	衛生費	3,314,590	1,933	3,316,523
	1 保健衛生費	653,942	1,490	655,432
	2 清掃費	1,398,302	443	1,398,745
6	農林水産業費	221,060	324	221,384
	1 農業費	214,366	324	214,690
7	商工費	529,703	1,546	531,249
	1 商工費	529,703	1,546	531,249
8	土木費	2,418,235	3,830	2,422,065
	1 土木管理費	109,378	△825	108,553
	2 道路橋梁費	479,558	141	479,699
	3 河川費	30,918	116	31,034
	4 都市計画費	1,647,645	2,866	1,650,511
	5 住宅費	125,825	1,532	127,357

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,478,569	17,161	1,495,730
	1 消防費	1,478,569	17,161	1,495,730
10	教育費	2,267,574	10,442	2,278,016
	1 教育総務費	462,362	5,635	467,997
	2 小学校費	220,065	6,391	226,456
	3 中学校費	232,837	318	233,155
	4 幼稚園費	440,572	449	441,021
	6 社会教育費	634,509	△2,583	631,926
	7 保健体育費	277,229	232	277,461
	歳 出 合 計	21,457,519	81,416	21,538,935

議案第 85 号

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60,169 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,185,436 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	806,726	1,310	808,036
	2 国庫補助金	131,905	1,310	133,215
7	繰入金	577,727	13,038	590,765
	1 一般会計繰入金	547,188	8,913	556,101
	2 基金繰入金	30,539	4,125	34,664
8	繰越金	102,280	45,821	148,101
	1 繰越金	102,280	45,821	148,101
	歳 入 合 計	4,125,267	60,169	4,185,436

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	45,427	10,223	55,650
	1 総務管理費	18,603	10,223	28,826
4	地域支援事業費	188,225	49,946	238,171
	1 地域支援事業費	188,225	49,946	238,171
	歳 出 合 計	4,125,267	60,169	4,185,436



## 議案第 86 号

### 平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,233 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,693,396 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	764,222	2,233	766,455
	1 一般会計繰入金	764,222	2,233	766,455
	歳入合計	1,691,163	2,233	1,693,396

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	944,058	2,233	946,291
	2 事業費	513,350	2,233	515,583
	歳出合計	1,691,163	2,233	1,693,396

議案第 87 号

平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 29 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,138,273 千円	427 千円	1,138,700 千円
第 1 項 営業費用	1,068,075 千円	427 千円	1,068,502 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 472,062 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 472,200 千円」に、「建設改良積立金 127,905 千円」を「建設改良積立金 128,043 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	495,637 千円	138 千円	495,775 千円
第 1 項 建設改良費	343,523 千円	138 千円	343,661 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	98,541 千円	565 千円	99,106 千円

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 議案第 88 号

### 平成 29 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 29 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 29 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	3,778,726千円	△12,189千円	3,766,537千円
第 1 項 医業費用	3,659,435千円	△12,232千円	3,647,203千円
第 2 項 医業外費用	114,988千円	43千円	115,031千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,924,941 千円	△11,322 千円	1,913,619 千円

平成 29 年 11 月 21 日提出

湖西市長 影 山 剛 士